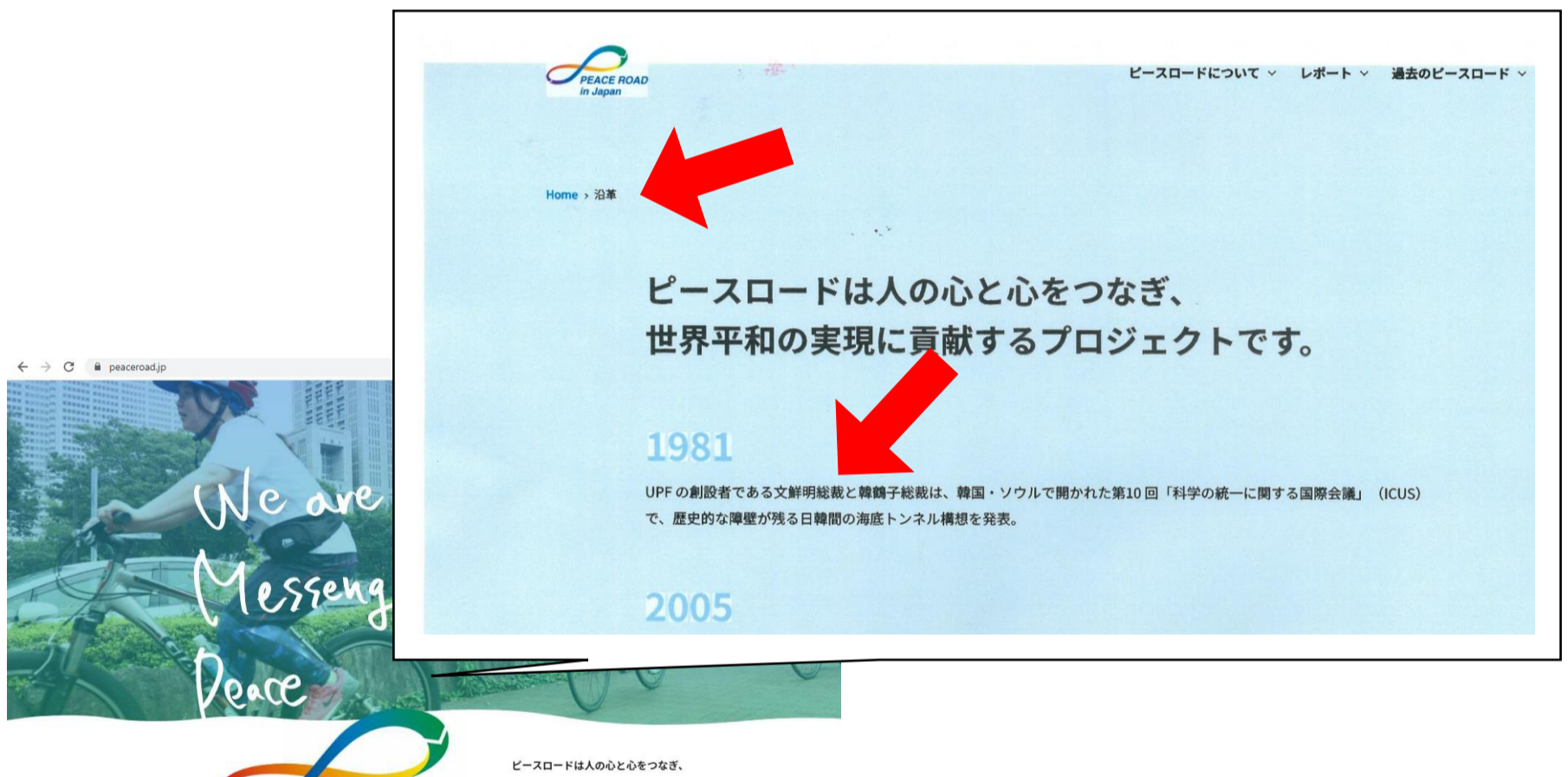


資料1 「青春を返せ裁判」 広島高裁岡山支部判決の一部(2000年9月14日)

…宗教団体の行う行為が、専ら利益獲得等の不当な目的である場合、あるいは宗教団体であることをことさらに秘して勧誘し、徒らに害悪を告知して、相手方の不安を煽り、困惑させるなどして、相手方の自由意志を制約し、宗教選択の自由を奪い、相手方の財産に比較して不当に高額な財貨を献金させる等、その目的、方法、結果が、社会的に相当な範囲を逸脱している場合には、もはや、正当な行為とは言えず、民法が規定する不法行為との関連において違法であるとの評価を受けるものというべきである。(以下略) ※この高裁判決が最高裁で確定

資料2 「ピースロード」ホームページの「沿革」に文鮮明など記述



資料3 岡山県教委が学校で配布したチラシ



資料4 対応の違い (東まとめ)

	第 6 波ごろ(2022 年 1~2月、以下同)	第 7 波ごろ(2022 年 7~8 月、以下同)
陽性者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所は重症化リスク高い人に優先的に対応。</li> <li>・重症化リスクの高い人と高齢者施設等従事者には保健所が連絡。</li> <li>・高齢者施設等従事者と低リスク者は、自宅療養を基本。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての陽性者に保健所からメール連絡。</li> <li>・重症化リスク高い人のみ保健所から電話連絡。</li> <li>・それ以外の方は、医療機関からの文書か保健所のメールで療養期間などを通知。</li> </ul>
濃厚接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族は、濃厚接触者として原則自宅待機。</li> <li>・同居家族に対する PCR 検査はしない。</li> <li>・各自で体調管理し、必要あれば自分で受診。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同居家族は、濃厚接触者として原則自宅待機。</li> <li>・同居家族に対する PCR 検査はしない。</li> <li>・各自で体調管理し、必要あれば自分で受診。</li> </ul>
接触者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所は聞き取りも検査しない。</li> <li>・ただし、高齢者施設の従業員が陽性者の場合は、その接触者を保健所が調査し、濃厚接触者を特定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健所は聞き取りも検査しない。</li> </ul>

資料5 新規感染者数、死者数、重症患者数など

	第 6 波ごろ	第 7 波ごろ
新規感染者数計	16,717 人 (★872 人・2/5)	54,438 人 (★1807 人・8/18)
死亡者数計	29 人	42 人
中等症・重症者数計	30 人	138 人
★入院者数	206 人 (2/14)	280 人 (8/23)
★宿泊療養施設入所者数	113 人 (1/27)	106 人 (8/27、28)
★自宅療養者数	3,351 人 (2/12)	10,247 人 (8/25)

★は期間中で最大の日の人数と月日

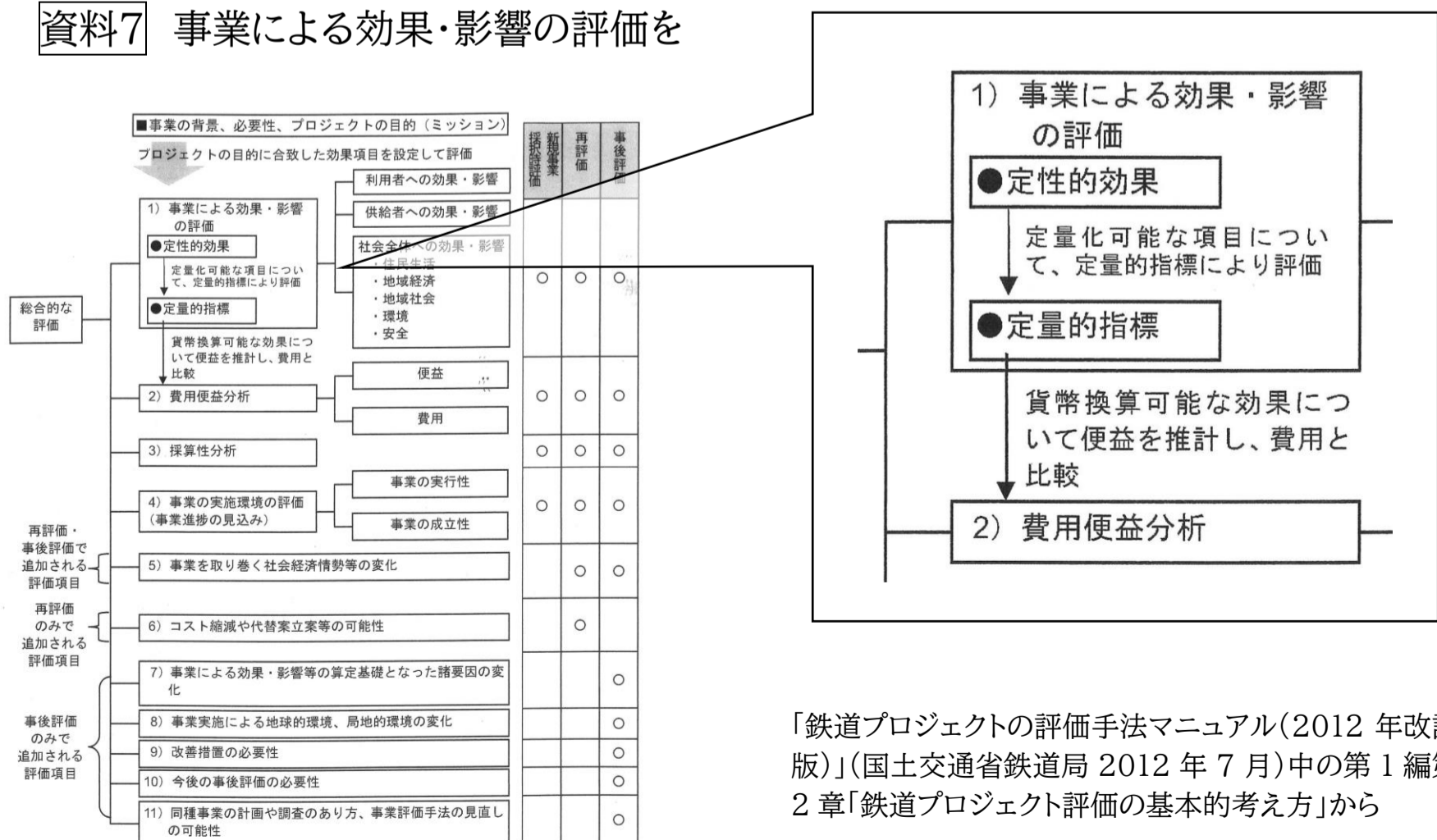
資料5および6は市の日別発表をもとに東まとめ

資料6 クラスターの発生状況

	第 6 波ごろ	第 7 波ごろ
医療機関	10	34
高齢者施設	30	70
小・中・高校	8	10
児童施設	14	3
障害者施設	0	7
官公庁	1	7
その他	7	1
不明	6	0
計	76	132

高齢者施設(高齢者入所施設、高齢者通所施設、通所介護施設)  
 児童施設(保育施設、幼児教育施設、児童養護施設、放課後児童クラブ)  
 障害者施設(障害者入所施設、障害者通所施設)  
 その他(飲食店、会社、スポーツ少年団、大学)

資料7 事業による効果・影響の評価を



「鉄道プロジェクトの評価手法マニュアル(2012 年改訂版)」(国土交通省鉄道局 2012 年 7 月)中の第 1 編第 2 章「鉄道プロジェクト評価の基本的考え方」から

図 2.2 評価の基本的体系

注: 右側の表において、新規事業採択時評価、再評価、事後評価それぞれにおける評価項目に○を付けた。